

# 子どもの貧困に関する理解と 対策の推進について

令和4年2月10日（木）  
秋田県 健康福祉部 地域・家庭福祉課

## 『相対的貧困』

### 社会で普通とされる生活が難しい

国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態。

- (ex) ・学用品を新たに買い揃えることが厳しい
- ・塾に行きたくても行けない
- ・家庭の事情で進学を諦める など

OECD(経済協力開発機構)では、等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。

周囲からは見えない

## 『絶対的貧困』

### 生きるために必要なものが足りない

生存が危ぶまれる状態。各国の最低生活保障制度で定められる基準値以下の収入の状態を言うことが多い。

- (ex) ・食べるものがない
- ・寝るところがない など

生活困窮者自立支援制度(H27～)

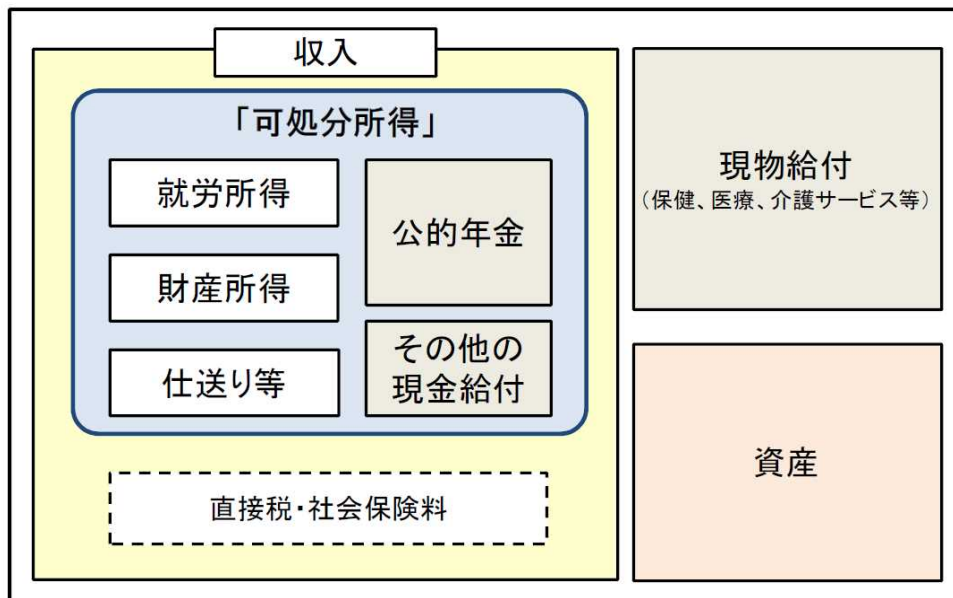
# 等価可処分所得とは？

## ●『可処分所得』

就労所得や公的年金、仕送りなど。資産は含まない。

## ●『等価可処分所得』

可処分所得を、世帯員数の平方根で割ったもの。

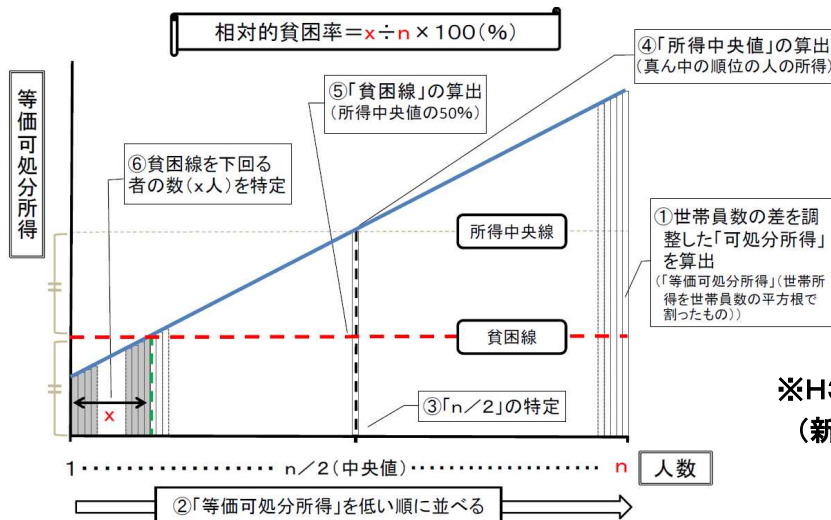


3

# 子どもの貧困率とは？

## ●『相対的貧困率』

貧困線(所得中央値の50%)に満たない者の割合

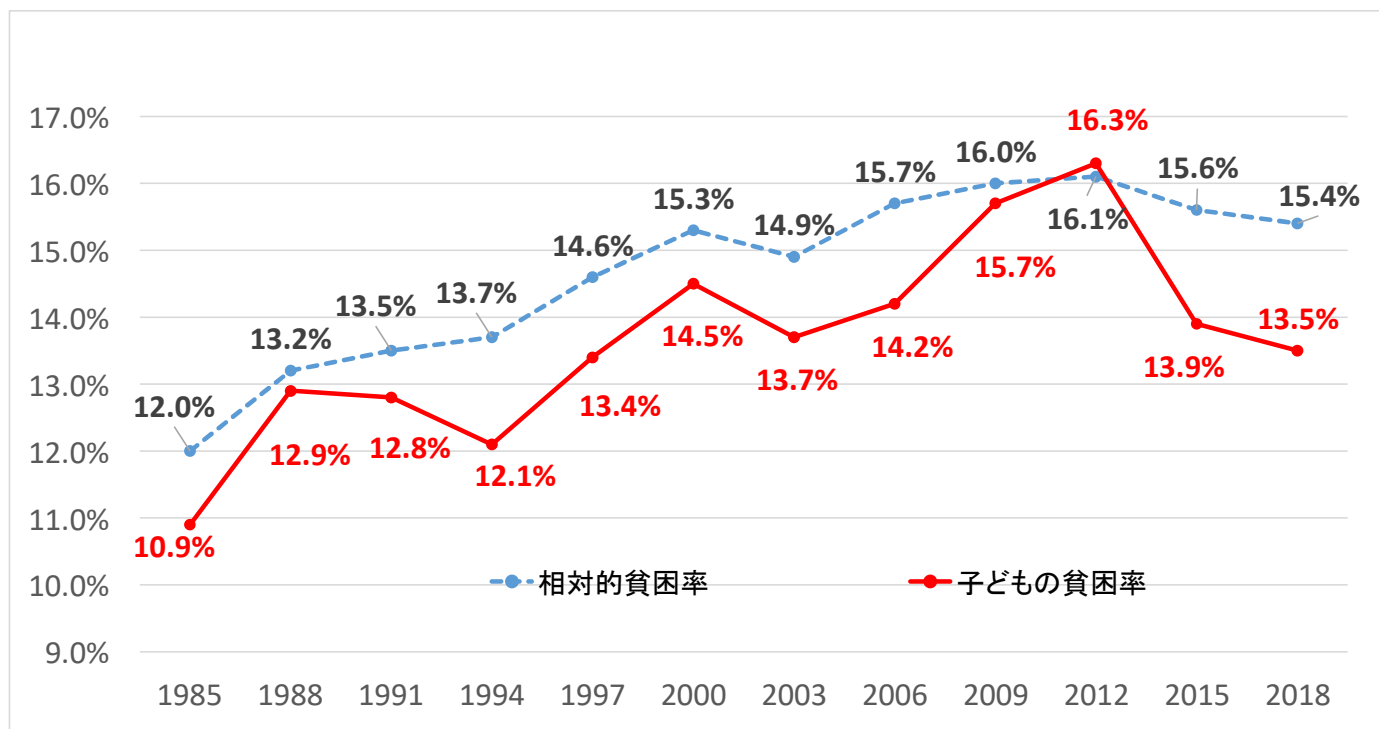


## ●『子どもの貧困率』

18歳未満の子ども全体にしめる、貧困線に満たない18歳未満の子どもの割合

4

# 貧困率の推移

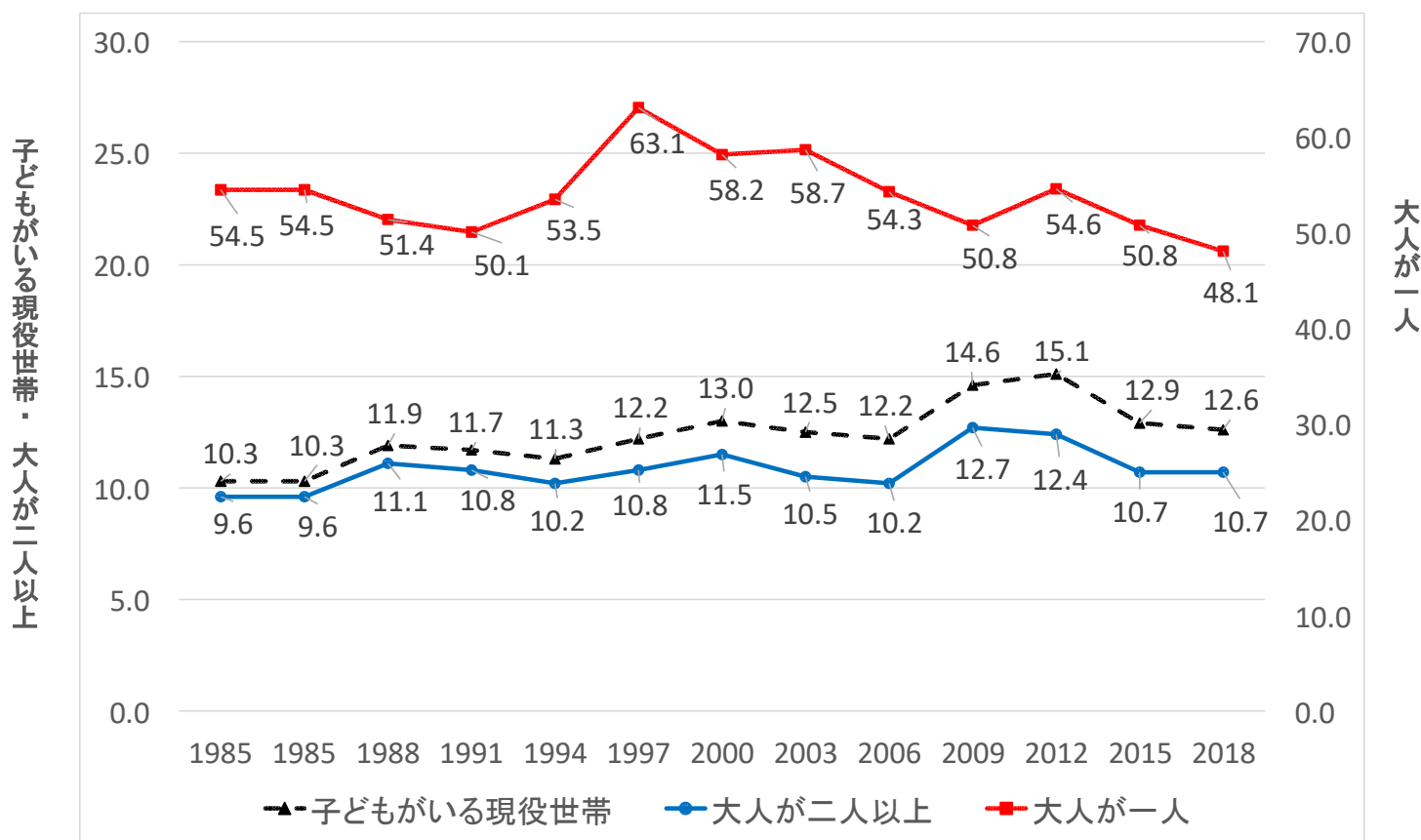


- 子どもの定義は18歳未満
- 2018年に子どもの貧困率が0.4ポイント改善されるも、依然高めの水準
- 子どもの7人に1人が貧困の状況にある

出所：厚生労働省(2020)『2019年国民生活基礎調査 結果の概況』

5

# 子どもがいる現役世帯の貧困率

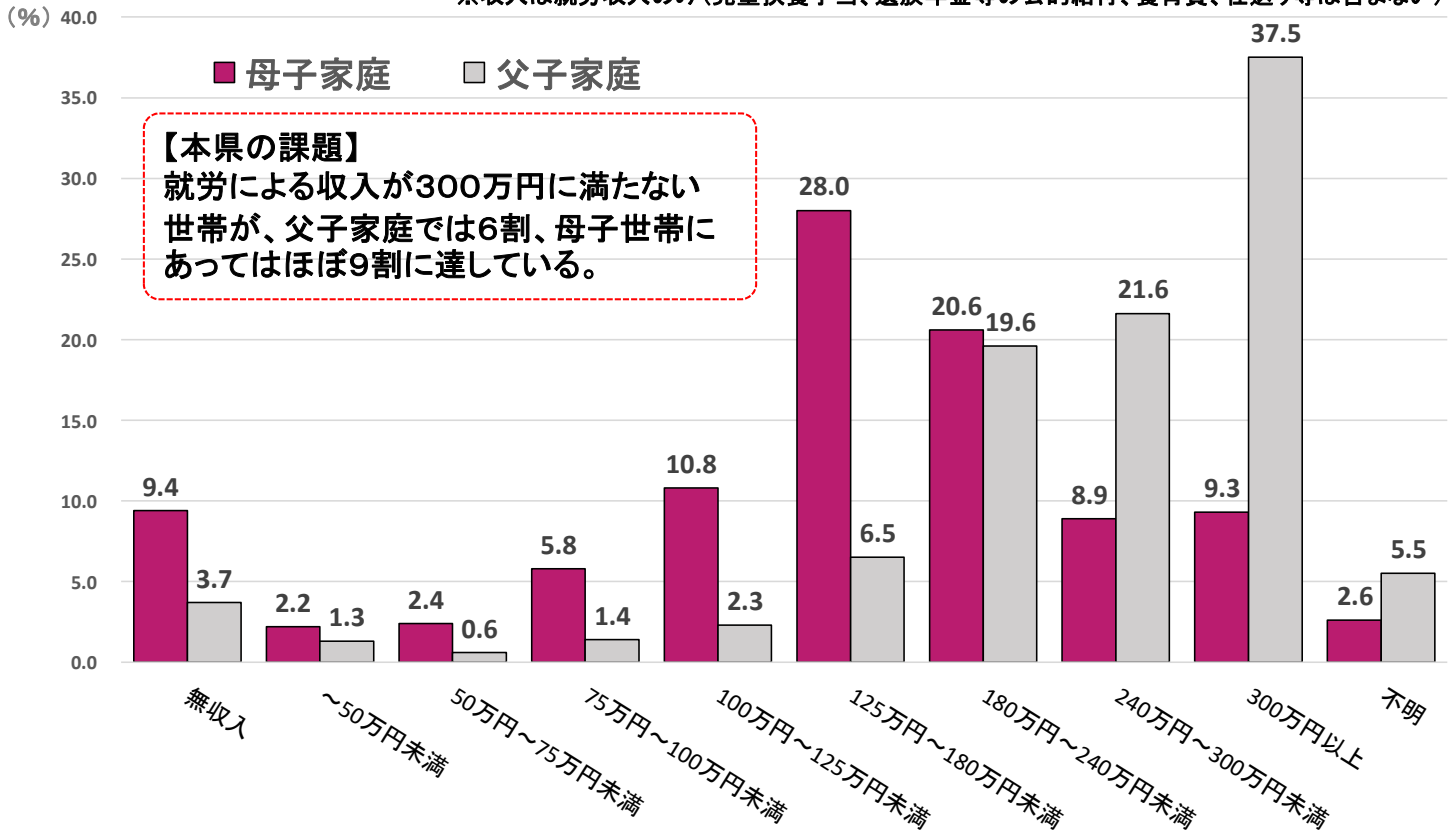


出所：厚生労働省『2019年国民生活基礎調査』

6

# 本県のひとり親家庭の就労収入の状況

※収入は就労収入のみ(児童扶養手当、遺族年金等の公的給付、養育費、仕送り等は含まない)

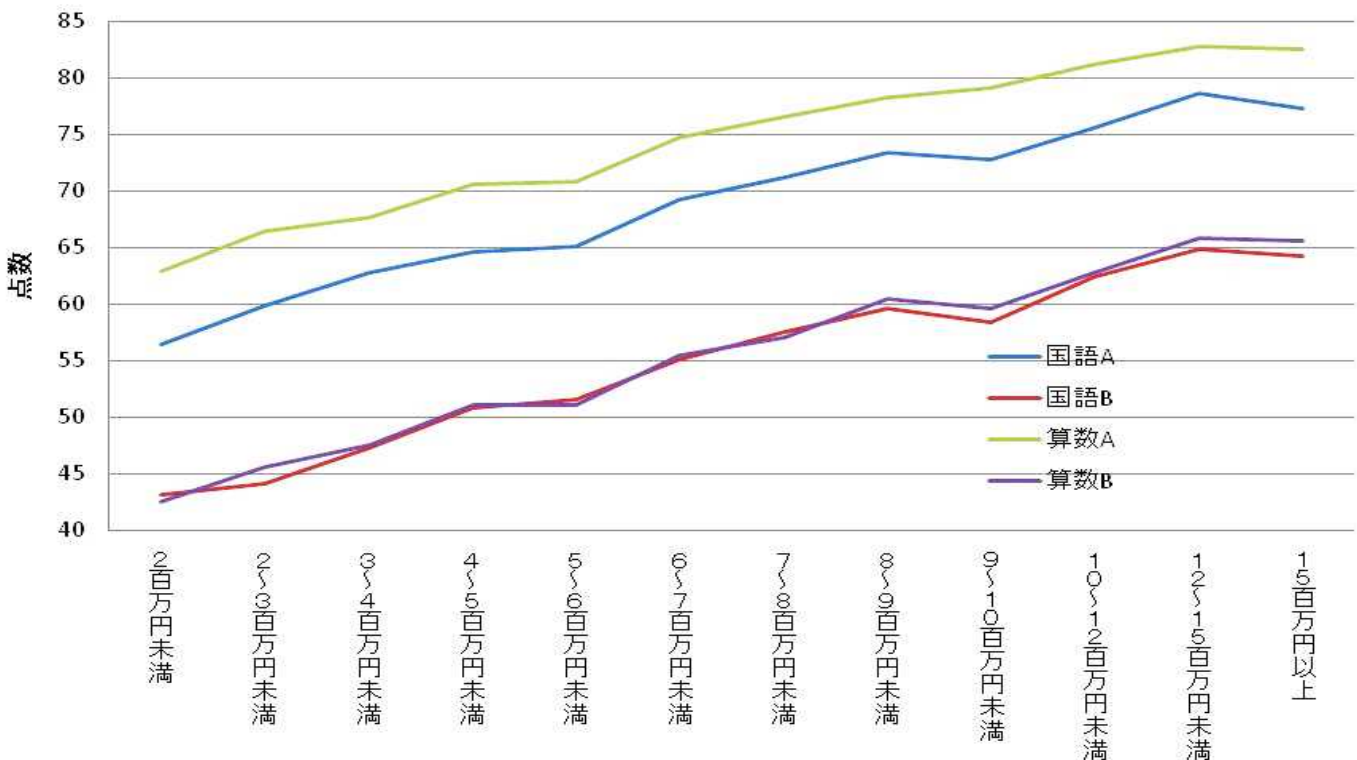


出所: 令和2年度母子・父子世帯実態調査(秋田県地域・家庭福祉課)

7

# 親の年収と子どもの学力

小学校6年生を対象としたテストの点数



出所: 文科省委託調査(平成25年) - お茶の水女子大学

8

# 子どもの認知・非認知能力格差の関係

## ■ 2018年1月 日本財団

「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析」 から

- ・ 認知能力… IQや学業達成など学力テスト等で測定可能な能力
- ・ 非認知能力… 自制心、勤勉性、外交性、協調性などその他の要素

## ■ 貧困状態の子どもの学力は10歳を境に急激に低下する

貧困状態にあると、学力は低くなる傾向があり、特に小学4年生（10歳）以降で学力が大きく低下する。

## ■ 貧困世帯の学力は低位に、非困窮世帯の学力は高位に集中する

年齢が上がるにつれ、貧困世帯の平均的な学力は低下し、困窮していない世帯の学力は上昇する。

## ■ 非認知能力は低学年時点から差がある

生活保護世帯の場合、小学校低学年から家の人への相談の可否や、頑張っていることの有無、朝食をとる習慣といった基礎的な項目が低水準にある。

9

## 生活保護世帯に属する子どもの進学率等

	全国		秋田県	
	生保世帯	一般世帯	生保世帯	一般世帯
高校進学率 (H31.4)	94.0%	98.8%	96.4%	99.6%
大学進学率 (H31.4)	36.1%	71.1%	25.8%	62.5%
高校中退率 (H30.4~H31.3)	4.3%	1.4%	3.7%	0.9%

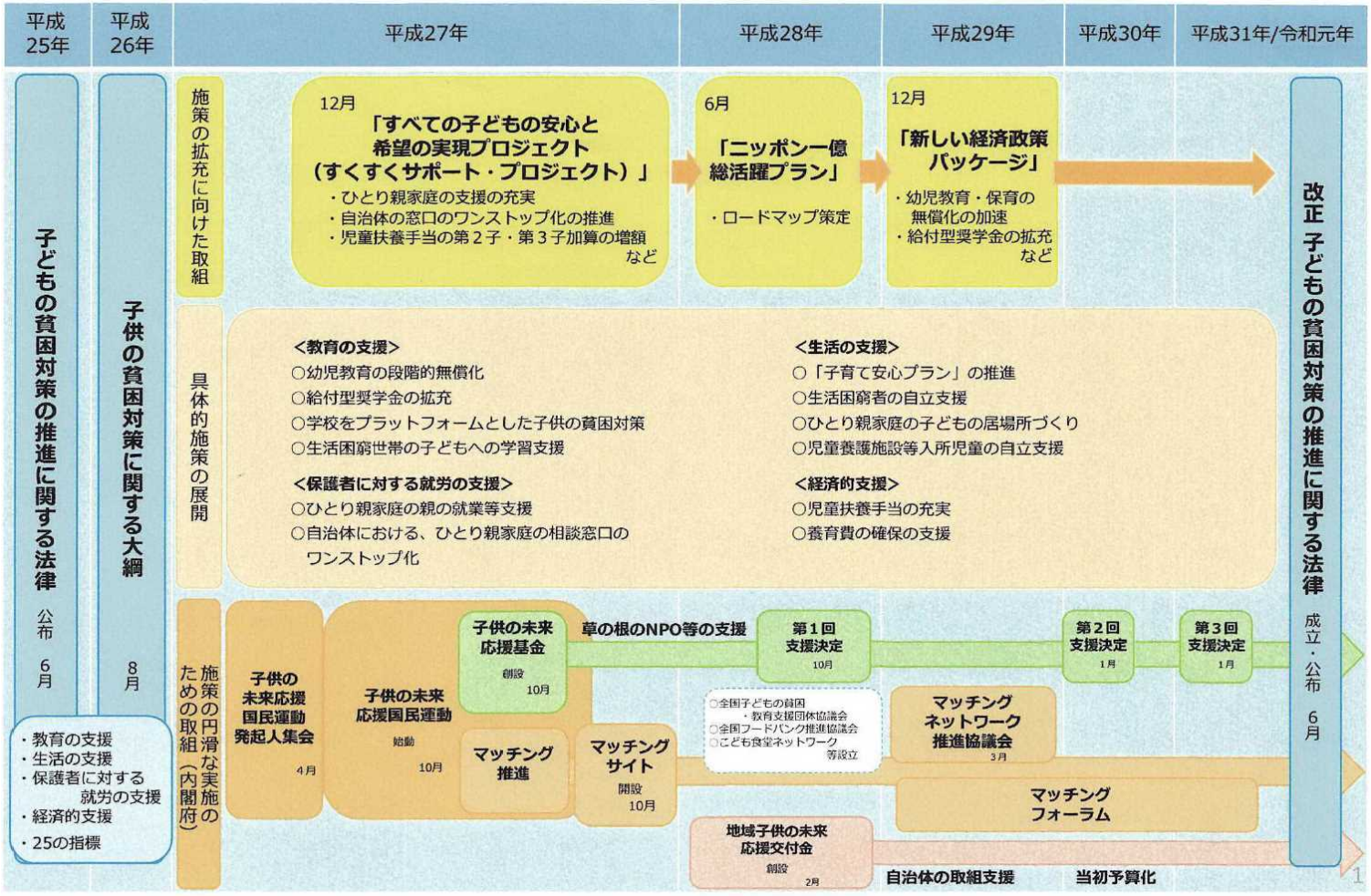
出所: 生保世帯は厚生労働省調べ 一般世帯は文部科学省調べ・県調査

### 【本県における直近の進学率の特徴】

- 本県の生活保護世帯に属する子どもの高校進学率は、県内の一般世帯に比べて低いが、全国と比較すると高くなっている。
- 大学進学率は、生活保護世帯及び一般世帯とも全国より低水準で、差も大きい。
- 高校中退率については、県内の一般世帯及び生活保護世帯の全国平均に比べて低い。

10

# 政府における子供の貧困対策



## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)  
 (令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注)赤字は令和元年改正による主な変更部分

- 目的**
- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
  - ・**全ての子ども**が心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人**が夢や希望を持つことができるようにする
  - ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する
- 基本理念**
- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益**が優先して考慮されること
  - ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
  - ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
  - ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

### 子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定）                      ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成                      案の策定時に<b>子どもや保護者等の意見を反映</b>させるための措置を講ずる</li> <li>・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）</li> </ul>
<b>都道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案</li> </ul>
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案</li> </ul>



《附則第2項》  
 政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 主な改正内容

### 1. 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
  - ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
  - ② 貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
  - ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

### 2. 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。
- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

### 3. 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県・政令市については、既に措置済み）

### 4. 具体的施策の趣旨の明確化等

- 教育支援：教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
- 生活支援：子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
- 就労支援：就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
- 調査研究：指標に関する研究を行う旨を明確化

### 5. 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

## 第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画（令和3年3月）

### ■ 計画の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として策定。

### ■ 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「都道府県計画」として策定。

### ■ 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間。ただし、必要に応じて見直しを行う。

# 計画の目指す姿と方向性

## 目指す姿・基本理念

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会

### ■計画の方向性

社会保障制度をはじめ、教育上の支援、生活支援、就労支援、経済的支援など、子育て家庭と子どもを対象とするあらゆる施策・事業等について、それらに取り組むことが、それぞれの本来の目的に加えて、子どもの貧困対策を推進するための要素となることを意識しつつ、行政の各部局や関係団体も含む分野横断的連携による貧困対策の総合的な推進を図る。

15

## 推進上の課題と基本的な視点

### ■見えづらさという課題

- ・ 貧困状態にある子育て家庭の親や子ども本人が、そのことを隠そうとする
- ・ 親も含めて貧困状態のなかで育ったため、貧困が当たり前になっている



支援を求めづらい・求めようとも思わない懸念

### ■早期の発見と切れ目ない支援

- ・ 子どもの心身の健全な成長を確保するためには、少しでも早く適切な支援に結び付けることが重要
- ・ 乳幼児期、小学生、中学生、高校生といった子どもの成長に伴い、それぞれのライフステージに応じた支援が切れ目なく提供される体制が求められる

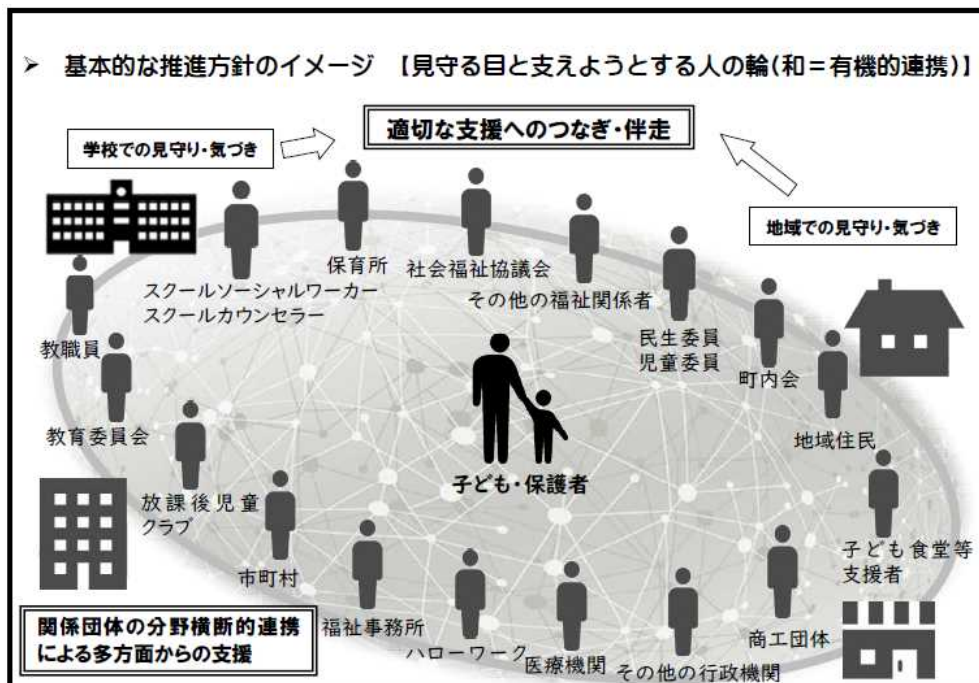
16



# 推進上の課題と基本的な視点

## ■ 多様な関係者の連携

行政、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子ども食堂の実施者、町内会、地域住民など、様々な場面で子育て家庭や子どもに接する関係者の「見守る目」により、子育て家庭や子どものわずかな変化を見逃すことなく、「支えようとする人の輪（和＝有機的連携）」により、伴走的に見守りや支援が継続していく地域社会の構築を目指す。



17

## 重点施策と具体的な取組

### 重点施策1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- (2) 学校をプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築
- (3) 高等学校等における就学継続のための支援
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 特に配慮を要する子どもへの支援
- (6) 教育費負担の軽減
- (7) 地域における学習支援

### 重点施策2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における切れ目のない支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設退所者等に対する支援
- (7) 支援体制の強化

18

# 重点施策と具体的な取組

## 重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援

## 重点施策4 経済的支援

- (1) 生活保護制度や各種手当制度等の着実な実施
- (2) 養育費の確保支援

## 重点施策5 ネットワークによる網羅的支援

## 子どもの貧困対策の取組例

### 子ども食堂(地域食堂・親子食堂など)

- 地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場
- 飲食店で、子どものみ無料にする方法をとるところも
- コロナ禍で、お弁当の提供に切り替えることも



### 学習支援(居場所づくり)

- 子どもたちに対し、ボランティア等が無料で学習の支援を行う場
- ところによっては、子どもが放課後等にとりあえず立ち寄って、思い思いの過ごし方ができる「居場所」として



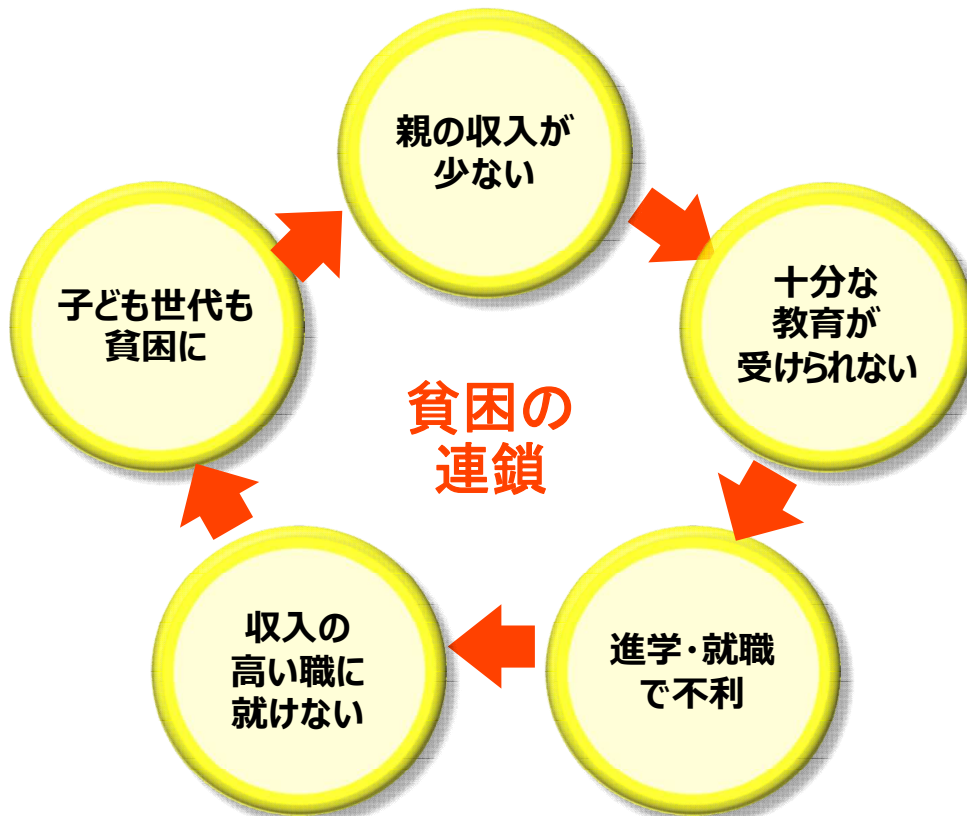
### 制服リユース(学用品リユース)

- 高校を卒業した子どもがいる家庭等から、使わなくなった制服の提供を受け、無償または安価で必要とする方に提供
- スポーツ用のジャージや部活動の用具、辞書などのリユースも



# 子どもの貧困と貧困の連鎖

貧困の状況は次世代に連鎖する



21

# 子どもの貧困と社会的損失

- 貧困の連鎖×人口の減少 = 人材・市場の縮小、社会保障費の増加  
(支えなければならない対象者増)
- 子どもの貧困対策により、貧困の状況にある子どもの進学率や中退率が改善した場合、将来的な生涯所得の合計額が増え、税収の増加や公的支援を必要とする層の減少につながることで、結果的に社会全体の持続可能性が高まる。



子どもの貧困対策の**放置** = 「**社会の損失**」

子どもの貧困対策の**推進** = 「**未来への投資**」

我が国にとって最大の資源である「人」  
特に未来をつくる力である子どもを育てていくことが重要

22

# 困難を抱える子どもへの支援

地域・家庭福祉課

## 課題と取組

### 課題1 生まれ育った環境に左右されない社会の実現

- 取組1 子どもの未来応援ネットワークの形成
- 取組2 養育費の確保に向けた支援

### 課題2 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた体制強化

- 取組3 児童福祉司等の増員
- 取組4 児童家庭支援センターの開設
- 取組5 新複合化相談施設の整備

### 課題3 里親委託のさらなる推進

- 取組6 ファミリーホームの開設・支援
- 取組7 県内全市における里親制度の普及啓発研修
- 取組8 里親のなり手発掘、研修、児童と里親のマッチング、里親委託後のアフターケア等を外部機関に委託

## 児童相談所・児童家庭支援センター・市町村の役割

役割分担・連携を図り、協働して支援



## 虐待相談等への対応



### 児童家庭支援センター

児童相談所の補完的な役割を担う。

- ・子ども等にかかる相談に対する助言及び必要支援家庭に対する支援
- ・市町村に対する支援